

コロナ禍における学びの保障



金沢市教育委員会

新型コロナウイルス感染症による児童生徒の発生状況

	児童・生徒数					計
	4月	5月	6月	7月	8月	
小学校 (学校名を公表したもの)	2人	5人	2人	2人	0人	11人
中学校 (学校名を公表したもの)	0人	6人	2人	5人	2人	15人
市立工業高校	4人	1人	0人	0人	0人	5人
学校名公表せず	2人	12人	1人	27人	97人	139人
計	8人	24人	5人	34人	99人	170人

児童生徒の発生状況（令和3年度）
R3. 8. 26現在

学校における基本的な感染症対策について

(1) 感染源を絶つ

- ①発熱等の風邪症状がある場合には、**自宅で休養する**
- ②同居の家族が以下のいずれかにあてはまる場合は、**登校を控える**
 - ・発熱等の風邪症状がみられる場合、または受診する場合
 - ・新型コロナウイルス検査で陽性となった場合
 - ・保健所から陽性者との濃厚接触者として特定された場合
 - ・医師等の判断により検査を行った、または行うことになった場合

(2) 感染経路を絶つ

- ①身体的距離の確保、
- ②マスクの着用
- ③手洗い



をはじめとした「新しい生活様式」の徹底を図る

(3) その他

- ・不要不急の外出・移動を自粛し、カラオケボックスなどの遊興施設など、混雑している場所や時間を避ける
- ・「緊急事態宣言地域」や「まん延防止等重点措置実施区域」との不要不急の往来を自粛する
- ・普段会わない人や大人数・長時間での飲食は慎重に判断する

授業等における感染症対策について

(1) リスクが高い学習活動について

○実施について慎重に検討する

- ・「接触」「密集」「近距離での活動」
- ・「向かい合っでの発声」

※避けられるものは避け、一定の距離を保つ

※同じ方向を向き、回数や時間を絞る

(2) 給食等の食事をする場面

- ・食事前後の手洗いの徹底
- ・飛沫を飛ばさない席の配置・指導

2学期の教育活動等について

(1) 学校行事等について

○9月12日までの期間に予定している泊を伴う学校行事、遠足・社会見学・運動会等については、期間外に延期、もしくは中止

○感染不安から登校を控える

→欠席扱いとしないなど柔軟な対応

(2) 部活動等について

- 可能な限り感染及びその拡大リスクを低減させながら、なるべく個人での活動とし、少人数で実施する場合には十分な距離を空けて実施する
- 密集する運動や近距離で組み合ったり、接触したりする場面が多い活動、向かい合って発声したりする活動は行わない
- 9月12日までの期間中は、他校との練習試合、合同練習等を行わない

学校で感染者が判明した場合の対応について

文部科学省ガイドライン

学級単位又は、学年単位又は、学校全体の休業措置

金沢市



学校全体で、一旦休業措置を講じ、その後、保健所の疫学調査の結果により、今後の対応を検討する

臨時休業時における
学びの保障

【これまで】

陽性者発生時の学校の対応

- 1 感染者発生から保健所による濃厚接触者等の特定まで、まずは**学校全体を臨時休業**
- 2 濃厚接触者等の陰性がすべて確認されるまで**臨時休業**

【2学期以降】

陽性者発生時の学校の対応

- 1 感染者発生から保健所による濃厚接触者等の特定まで、まずは**学校全体を臨時休業**
- 2 保健所による濃厚接触者等特定後は、保健所の疫学調査の結果により、**学年閉鎖・学級閉鎖・濃厚接触者等のみの出席停止とするか等、状況に応じた対応**